

平成七年労働省・建設省令第一号

これらの貸付けについては、なお従前の例によ
る。

労働者財産形成促進法施行令附則第八項の

住宅を定める省令

労働者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政

令第三百三十二号）附則第十項の規定に基づき、

労働者財産形成促進法施行令附則第十項の住宅を

定める省令を次のように定める。

労働者財産形成促進法施行令附則第八項の当

該災害の当時労働者が居住していた住宅で、当該災害により滅失したものに代わるべきもの又は当該災害により損傷したもののうち労働省

令・建設省令で定めるものは、次の各号の一に該当するものとする。

一 建設し、又は購入しようとする住宅にあっては、その一戸当たりの床面積が百二十五平方メートル（滅失した住宅の一戸当たりの床面積が百二十五平方メートルを超えていた場合において、当該建設し、又は購入しようとする住宅が滅失した住宅の原形と同等であるものであるときその他これに準するものと認められるときは、滅失した住宅の一戸当たりの床面積に相当する面積）以下であるもの

二 補修しようとする住宅にあっては、当該補修に要する費用が十万元以上であるもの

附 則

この省令は、公布の日から施行し、雇用促進事業団が平成七年一月十七日以後に申込みを受理した労働者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第九条第一項第三号の貸付け及び住宅金融公庫が同日以後に申込みを受理した同法第十条第一項本文の貸付けについて適用する。

附 則 （平成九年四月一日労働省・建設

省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

改正後の労働者財産形成促進法施行令第三十七条第二項の基準を定める省令、労働者財産形成促進法施行令附則第六項の事項及び基準を定める省令及び労働者財産形成促進法施行令附則第八項の住宅を定める省令の規定の適用については、雇用促進事業団が平成九年四月一日以後に申込みを受理した労働者財産形成促進法第九条第一項第三号の貸付け及び住宅金融公庫が同日以後に申込みを受理した同法第十条第一項本文の貸付けについて適用し、雇用促進事業団又は住宅金融公庫が同日前に申込みを受理したこ